

平成 3 1 年度 社会福祉施設初任職員研修実施要領

- 1 研修目的 社会福祉施設等（老人（含む老健）・障害・児童）に勤務する職員が、新社会人として必要な基本的心構えと基礎的知識を学ぶことを目的とする。
- 2 主 催 山梨県社会福祉協議会、山梨県老人福祉施設協議会
- 3 受講対象 社会福祉施設等に勤務する職員で、通算経験年数1年未満（新卒）の職員（臨時職員も可）又は、初任職員研修を受講していない新卒から通算経験年数3年以内の職員とする。
- 4 実施月日 第1回 平成31年(2019年)5月28日（火）
第2回 6月 4日（火）
※元号を改める政令施行後は新たな元号に読み替えます。
- 5 申込受付 平成31年4月22日（月）～5月10日（金）（2回ともこの期間）
本会ホームページの研修受付サポートシステムよりお申込みください。
システムからの申し込みができない方はご相談ください。
- 6 定 員 各60名
- 7 実施場所 山梨県社会福祉プラザ 4階 会議室
甲府市北新1-2-12 TEL 055（254）8610

8 日程・内容（2回とも同じ内容です。）

時 間	研 修 科 目 及 び 講 師
9：30	受 付
9：55	オリエンテーション・開講
10：00	講義 「福祉サービスの理念について」 「施設におけるレクリエーションの活用方法について」 講師 山梨県介護福祉士会 塚 田 好 子 氏
12：30	昼 食
13：30	講義 「自分が輝き、職場を明るくするために」 ～できないことをできるようになる人財へ～ 講師 山梨学院大学 経営学部 准教授 土 橋 久 忠 氏
16：00	○ 研修アンケート記入・提出 ○ 閉講

- 8 その他 ① 昼食は、各自で用意してください。
- ② 駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用又は、乗り合わせをお願いします。
- ③ 研修会場は、個人の希望に合わせての室内温度調節ができません。
- ④ 研修は、気象状況等により、日程変更あるいは中止になる場合があります。